

## 回数通行券約款

第1条 長崎県道路公社（以下「公社」という）が管理する有料道路の回数通行券の販売、使用及び払戻に関する契約は、この約款による。

第2条 回数通行券の種類、販売額及び販売場所は、別表1のとおりとする。

第3条 回数通行券は、1券片をもって券面表示の車種に属する車両1台が通行1回限り券面表示事項に従って使用することができる。

第4条 回数通行券の運用期間は、公社が通用開始日を指定しない限り、発売日から料金徴収期間満了の日までとする。ただし、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとする。

(1) 当該回数通行券が廃止されたとき。

(2) 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。

第5条 回数通行券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項が不明となった回数通行券を使用したとき。

(2) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(3) その他不正通行の手段として使用したとき。

第6条 公社が業務上の必要があると認めるときは、回数通行券による通行を禁止することがある。

第7条 発売した回数通行券は払戻しをしない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。

(1) 料金徴収期間が満了したとき。

(2) 第4条ただし書に該当する事由が発生したとき。

(3) 廃車、車種の変更又は勤務地、住所の変更等特別の事由が発生したとき。

第8条 前2条の事由が発生したときは、券面表示の有料道路の料金徴収所において必要事項を掲示する。ただし、公社が特に必要があると認めるときは、県公報等に必要事項を掲載する。

第9条 回数通行券の払戻期間は、第7条各号の事由が発生した日から6ヶ月間とする。

第10条 回数通行券の払戻場所は、長崎県道路公社本社及び券面表示の有料道路の管理事務所とする。

第11条 回数通行券の払戻額は、次に掲げるところにより算定する。

$$\text{払戻額} = \frac{\text{回数通行券の発売価格}}{\text{回数通行券の発行枚数}} \times \text{残存枚数}$$

2. 前項の場合において、払戻額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

第12条 回数通行券の払戻しを受けた者は、公社所定の領収書を提出するものとする。

第13条 回数通行券は再発行しない。

第14条 この約款は、令和3年8月5日から実施する。

別表1

1. 西海パールライン有料道路

| 車種    | 回数券販売金額   |         |             |         |
|-------|-----------|---------|-------------|---------|
|       | 全線(江上～小迎) |         | 江上～針尾・針尾～小迎 |         |
|       | 11回券      | 60回券    | 11回券        | 60回券    |
| 普通車   | 2,100円    | 10,500円 | 1,050円      | 5,250円  |
| 中型車   | 2,730円    | 13,650円 | 1,680円      | 8,400円  |
| 大型車   | 3,880円    | 19,420円 | 2,200円      | 11,020円 |
| 特大車   | 6,090円    | 30,450円 | 3,250円      | 16,270円 |
| 軽自動車等 | 1,680円    | 8,400円  | 1,050円      | 5,250円  |

販売場所

|   |                             |               |
|---|-----------------------------|---------------|
| 1 | 長崎市元船町17-1<br>(長崎県大波止ビル5階)  | 長崎県道路公社       |
| 2 | 佐世保市針尾東町3200                | 西海パールライン管理事務所 |
| 3 | 長崎市尾上町3-1<br>(県庁2階売店)       | 長崎県職員生活協同組合   |
| 4 | 長崎市桜町2-22<br>(市役所地下1階売店)    | 長崎市役所職員生活協同組合 |
| 5 | 西海市西彼町小迎郷2819-1             | ファミリーマート朝長小迎店 |
| 6 | 西海市大島町1605-1<br>(大島造船所売店内)  | 大島総合サービス(株)   |
| 7 | 佐世保市木場田町3-25<br>(県北振興局地下売店) | 長崎県職員生活協同組合   |

2. ながさき女神大橋道路

| 車種    | 回数券販売金額 |         |
|-------|---------|---------|
|       | 11回券    | 60回券    |
| 普通車   | 1,050円  | 5,250円  |
| 中型車   |         |         |
| 軽自動車等 |         |         |
| 大型車   | 1,680円  | 8,400円  |
| 特大車   | 3,250円  | 16,270円 |

販売場所

|    |                               |                  |
|----|-------------------------------|------------------|
| 1  | 長崎市元船町17-1<br>(長崎県大波止ビル5階)    | 長崎県道路公社          |
| 2  | 長崎市早坂町1145                    | ながさき出島道路管理事務所    |
| 3  | 長崎市木鉢町1-159-5                 | ながさき女神大橋道路管理事務所  |
| 4  | 長崎市元船町10-1                    | 夢彩都3Fサービスカウンター   |
| 5  | 長崎市尾上町3-1<br>(県庁2階売店)         | 長崎県職員生活協同組合      |
| 6  | 長崎市桜町2-22<br>(市役所地下1階売店)      | 長崎市役所職員生活協同組合    |
| 7  | 長崎市矢上町20-27<br>(東長崎商工会館1階)    | 東長崎商工会           |
| 8  | 長崎市飽の浦町1-1<br>(三菱重工長崎造船所本館1階) | 心幸サービス(株)        |
| 9  | 長崎市丸尾町6-17<br>(重工記念長崎病院 6F売店) | 心幸サービス(株)        |
| 10 | 長崎市戸町四丁目27-32                 | ローソン長崎戸町店        |
| 11 | 長崎市上戸町四丁目13-27                | ローソン長崎上戸町四丁目店    |
| 12 | 長崎市戸町四丁目9-2                   | セブン-イレブン長崎戸町4丁目店 |
| 13 | 佐世保市木場田町3-25<br>(県北振興局地下売店)   | 長崎県職員生活協同組合      |

3. 川平有料道路

| 車種            | 回数券販売金額 |
|---------------|---------|
|               | 100回券   |
| 大型車<br>(路線バス) | 24,250円 |

販売場所

|   |                            |         |
|---|----------------------------|---------|
| 1 | 長崎市元船町17-1<br>(長崎県大波止ビル5階) | 長崎県道路公社 |
|---|----------------------------|---------|